

## 質 問 回 答 書

令和8年6月29日

件名 : 小中学校LED照明賃貸借

質疑 No,	質 疑	回 答
1	本件は長期継続契約でしょうか。その場合、過去に予算の減額または削除等が理由による契約解除・解約となったケースはありますか。また、歳出予算の減額または削除等が理由により契約解除・解約となった場合、残賃貸借料をお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	本件は長期継続契約です。過去に当該理由による解除実績はありません。また、仕様書9項(1)のとおり、歳出予算の減額または削除された場合には本件契約を解除するものとし、解除以降の残賃貸借料の支払いは行いません。
2	契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。	日向市財務規則の規定に基づき免除とします。
3	契約書は受注者所定の書式で宜しいでしょうか。貴市所定の書式を使用する場合は、事前に契約書案を開示いただけますでしょうか。	入札公告15項のとおり、原則として市所定の契約書様式及び約款を使用します。ただし、契約の内容により、市様式等での対応が難しい場合は、落札者様式も可とします。
4	動産総合保険は保証限度額が期間経過に伴い逡減する通常の内容で良いでしょうか。また動産総合保険の付保は賃貸借開始日から付保するとの認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。付保は賃貸借開始日(検査合格日)からとします。
5	契約期間満了後無償譲渡にて発注者へ引き渡しする際は、現状有姿での引き渡しで問題ないとの認識でよろしいでしょうか。	契約期間満了後の譲渡については協議により決定することとしています。仮に、無償譲渡となった場合は現状有姿での引き渡しで差し支えありません。
6	落札後の現地調査にてやむを得ず器具の変更が必要な場合は、別途協議の上で変更契約にて対応可能という認識でよろしいでしょうか。	仕様書9項(2)のとおり、調査において仕様書等との相違を発見した場合は監督員へ報告し協議します。協議の結果に応じて変更契約での対応を検討します。 なお、別紙「LEDランプ製品仕様表」に記載の性能基準(消費電力・光束等)を満たす製品であれば、特定メーカーに限定するものではありません。ただし、仕様書4項(5)の要件(日本照明工業会加盟・官公庁実績)を満たすことが必要です。

質疑 No,	質 疑	回 答
7	機器のリースおよび事業管理の役割を担う者から機器の設置及び保守の役割を担う者に対して再委託を行う際に、貴市より再委託することを承認する書面を機器のリースおよび事業管理の役割を担う者へご提出いただくことは可能でしょうか。	機器の設置及び保守業務を第三者へ再委託することは、本件賃貸借契約の性質上当然に想定されるものとして認めます。ただし、再委託を行う場合は、あらかじめ書面（再委託届出書）により発注者へ通知し、承認を得てください。承認書面の発行については、契約締結後に速やかに対応します。
8	本件は賃貸借期間終了後、貴市へ無償譲渡する条件でございますが、賃貸借料に固定資産税を含める必要がありますでしょうか。	仕様書3項（6）でお示しのとおり、賃貸借契約期間満了時の照明器具の取扱いは協議のうえで決定することとしています。賃貸借料の算定に当たっては、本件契約の履行に要する一切の経費を含めて見積もってください。なお、固定資産税の取扱いについては関係法令等に基づき各事業者においてご確認いただく事項ですが、仮に当該税負担が生じる場合であっても、本市が当該税額を別途負担することはありませんので、必要な経費として賃貸借料に見込んでください。
9	賃貸借料のお支払いについて、当月分翌月末払いとの認識で問題ないでしょうか。	別紙支払表に定める賃貸借期間の区分が終了した時点で受注者が請求し、発注者はその請求を受けた日から起算して30日以内に支払うものとします。当月分翌月末払いとは異なりますのでご留意ください。支払区分の詳細は別紙支払表にてご確認ください。
10	リース会社が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合責任及び物品引渡し後の危険負担責任はリース会社にはない、との認識でよろしいでしょうか。	本契約については二者間での契約を想定しています。物品の品質・性能については仕様書の要件を満たす必要があり、瑕疵・不適合についての責任は受注者が負うものとします。
11	仕様書「4. 機器（物品）仕様(6)(e)(f)」において、直管蛍光灯についてはJLMA301に適合した製品の選定および、その適合を確認できる資料の提出が求められております。当該資料について、メーカーが発行する「JLMA301適合証明書（適合証明・証憑）」を提出する形よろしいでしょうか。	差し支えありません。メーカー発行のJLMA301適合証明書（適合証明書、試験成績書、型式確認書、認証番号のいずれか）を提出してください。
12	今回使用する直管型LEDランプについて、教室内改修に伴い黒板灯として使用される箇所が含まれるものと認識しております。一般的に黒板灯については、照射方向の調整が必要となることから、角度可変式の直管ランプを採用するケースが多いですが、本件においても黒板灯については角度可変式の製品である認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。黒板灯については照射方向の調整が可能な角度可変式製品を使用してください。

質疑 No,	質 疑	回 答
13	<p>○30形サークライン（11.0W以下、1,421lm以上）、○FDL27、FHT32（5.5W以下、661.5lm以上）、○20形蛍光灯（5.9W以下、960.4lm以上）等の製品につきましては、特定メーカーの数値を基準となり、他メーカーでの選定が困難な状況となっております。また、FHT32に関しては、LED照明へ置き換える場合の一般的な明るさ基準はおおよそ1,000～1,400lm程度と認識しておりますが、ご提示いただいている製品仕様書では約660lmとなっており、明るさが不足する可能性も懸念されます。つきましては、ランプ製品仕様書に記載されているスペックはあくまで参考値とし、既設照明と同等の性能を有するLED照明であれば「同等品」として取り扱う、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>別紙「LEDランプ製品仕様表」の数値はあくまで参考値です。既設照明と同等以上の性能（消費電力・光束等）を有するLED照明であれば同等品として認めます。ただし、性能の同等性を示す根拠資料を提出してください。</p>
14	<p>JIL5004で公共入札型番を100機種以上保有している大手メーカー（パナソニックや東芝、三菱、アイリスオーヤマ等）の製品であれば別紙「ランプ製品仕様書」に記載の消費電力やlm数等の要求基準を満たせば、適合証明の提出はメーカーにより社外秘となる情報も含まれる事もあるので、不要としても宜しいでしょうか。</p>	<p>JIL5004登録の大手メーカー製品であっても、仕様書4項（6）（a）（c）（e）（f）に定める根拠資料の提出は必要です。ただし、社外秘情報が含まれる場合はその部分を除いた形での提出も可とします。</p>
15	<p>納入義務が令和8年8月末ということで工期の調整含めタイトかと考えております。世界情勢等のやむを得ない影響により、工事中断や部材、材料の納入遅延が発生した場合は、賃貸借開始日の変更契約の締結も可能ということよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書3項（4）のとおり、資材調達等のやむを得ない事由による場合は、発注者と協議のうえ設置期限の調整が可能です。その場合は変更契約を締結します。ペナルティについては、やむを得ない事由による遅延であれば損害賠償請求の対象外となります。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による遅延の場合は、損害賠償を請求することがあります。</p>
16	<p>仕様書3項（6）に「契約期間満了時の照明器具の取扱いは協議する」とございますが、返却いただける場合にその費用はお客様負担でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書3項（6）のとおり、賃貸借契約期間満了時の照明器具の取扱いは協議するものとします。返却の場合の費用負担については、その際の協議において決定します。 なお、返却に伴う費用負担については本契約に含まれるものではありません。返却を行うこととなった場合の費用の取扱いについては、その内容を踏まえ、別途協議のうえ、必要に応じて本契約とは別の案件として対応します。</p>

質疑 No,	質 疑	回 答
17	仕様書5項(2)に「既設照明器具の産廃廃棄物処分費用を含める」とございますが、処分は元請けとなる施工業者が実施しても構わないでしょうか。	差し支えありません。ただし、廃棄物処理法に基づく適正処理を確実にを行い、マニフェストを発注者に提出してください。
18	設置期限が令和8年8月31日と記載ございますが、やむを得ない理由にて設置期限が過ぎる可能性がある場合、別途協議可能でしょうか。またその場合にペナルティはあるでしょうか。	仕様書3項(4)のとおり、資材調達等のやむを得ない事由による場合は、発注者と協議のうえ設置期限の調整が可能です。その場合は変更契約を締結します。ペナルティについては、やむを得ない事由による遅延であれば損害賠償請求の対象外となります。ただし、受注者の責めに帰すべき事由による遅延の場合は、損害賠償を請求することがあります。
19	製品仕様書の内容では一部特定のメーカーの製品を使用する内容となっております。参加資格を満たすすべての事業者には平等な競争を行える必要があるかと存じますので、既設照明と同等の性能機器であれば問題ございませんでしょうか。	別紙「LED ランプ製品仕様表」に記載の性能基準(消費電力・光束等)を満たす製品であれば、特定メーカーに限定するものではありません。ただし、仕様書4項(5)の要件(日本照明工業会加盟・官公庁実績)を満たすことが必要です。
20	仕様書4項(6)の(a)、(c)で提出必要な根拠資料を全ての製品毎となると相当な数量となるため、教室内で使用する直管ランプのみとして問題ないでしょうか。	差し支えありません。提出書類は教室内で使用する直管ランプについてのみとして構いません。